

別表六の二（十二） 付表の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の11第2項《中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額8」は、法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額》の規定の適用を受ける場合（法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときに、その積み立てた金額（積立限度超過額を除きます。）を記載します。

3 「差引改定取得価額9」は、措置法第42条の6第1項第1号から第3号まで《中小

企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》に掲げる減価償却資産にあつては「 $((7)-(8))$ 」を適用して計算した金額を、同項第4号に掲げる減価償却資産にあつては、「 $((7)-(8)) \times \frac{75}{100}$ 」を適用して計算した金額を記載します。

4 「機械装置等の概要」には、次に該当することの詳細を記載します。この場合、この欄の記載に代えてできるだけ「特別償却の償却限度額の計算に関する付表」の所要欄を記載し添付することとしてください。

(1) 連結法人が措置法第68条の11第1項に規定する中小連結親法人若しくは中小連結子法人又は同条第3項に規定する特定中小連結親法人若しくは特定中小連結子法人に該当すること。

(2) 減価償却資産が特定機械装置等に該当すること。